

青森県報

第三千七十六号

平成二十一年
四月二十四日
(金曜日)

目次

- 公印の調製及び廃止……………(総務学事課) …… 一
- 青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認められる危険器具の指定……………(青少年・男女共同・参画課) …… 二
- 特定第二号漁業者の漁獲共済加入義務の発生……………(水産振興課) …… 二
- 基本測量の実施……………(監理課) …… 三
- 宅地建物取引業者の免許の取消し……………(建築住宅課) …… 三
- 右 同……………(同) …… 三
- 特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示……………(入事課) …… 四
- 建設業者の許可の取消し……………(三八地域(県民局) …… 四
- 右 同……………(西北地域(県民局) …… 四
- 土地改良事業施行協議の適当の決定……………(東青地域(県民局) …… 五
- 土地改良区の役員 の退任……………(三八地域(県民局) …… 五
- 土地改良区の定款変更の認可……………(西北地域(県民局) …… 五
- 公安委員会……………
- I-C運転免許証導入機器等貸借契約に係る一般競争入札(会計課) …… 五

公 告

出先機関

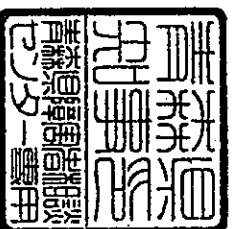
青森県知事 三 村 申 吾

公印の名称及び印影



青森県工業総合研究
センター所長印

青森県知事印
(青森県障害
者相談センター
専用)



公印の名称及び印影



青森県工業総合研究
センター所長印(証
明書交付事務専用)

青森県障害者相談セ
ンター所長印



公印の名称及び印影



青森県立弘前高等技
術専門学校長印

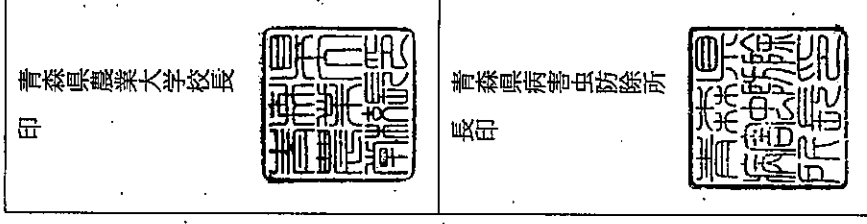
青森県立弘前高等技
術専門学校長印



平成二十一年四月二十四日

青森県告示第百三十五号
平成二十一年三月三十一日次の表の上欄に掲げる公印を廃止し、平成二十一年四月一日同表の下欄に掲げる公印を調製したので、青森県文書取扱規程(昭和三十六年八月青森県訓令甲第二十七号)第十一条の規定により告示する。

告 示



青森県告示第百三十二号

青森県青少年健全育成条例（昭和五十四年十二月青森県条例第三十四号）第十二条第一項第二号に該当する危険器具を次のとおり指定する。

平成二十一年四月二十四日

青森県知事 三村 申 吾

指定番号	名称等
一	一般にバタフライナイフと称されている刃物（折りたたみ式の刃物であって、さやが左右に分かれて開くことによって開刃するもののうち、刃体の先端部が著しく鋭いもの）
二	一般にサバイバルナイフと称されている刃物（刃体がつかに固定された刃物であって、みねの全部又は一部の形状がのこぎり状であるものうち、刃体の先端部が著しく鋭いもの）
三	一般にタガーナイフと称されている刃物（両刃の刃物であって、刃体の形状がしのぎに対し左右均整であるものうち、刃体の先端部が著しく鋭いもの）
四	一般にエアガン又はエアソフトガンと称されている銃（圧縮した気体を使用して弾丸を発射する機能を有する銃のうち、次に掲げるものに基づき算出することにより測定した弾丸の運動エネルギー（単位は、ジュールとする。）の値が、当該弾丸を発射する方向に垂直な当該弾丸の断面であって当該弾丸の前端からの距離が〇・三センチメートル以内のものに係る面積（単位は、平方センチメートルとする。）のうち最大のものに〇・五を乗じた値以上となるもの 一 水平方向に発射された弾丸が弾道の上における銃口から水平距離でそれぞれ〇・七五メートルの点と一・二五メートルの点との

間を移動する速さを、室内においてその温度が二十度から三十五度までのものである場合に測定したときにおける測定値
一 弾丸の質量の測定値

青森県告示第百三十二号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第八十条第二項の規定により次の発起人が求めた次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認めため、同条第五項において準用する同法第百五条の二第四項の規定により公示する。

平成二十一年四月二十四日

青森県知事 三村 申 吾

発起人の住所及び氏名（名称）	区域	区分
むつ市大畑町湊村一五九の四六 東 健 作 むつ市大畑町釣屋五 有限会社 ヤマチヨウ佐藤	大畑町区域 組合の地区 うち甲の地区	総トン数二十ト ン以上百ト ン未 業行の漁船により ういかつり漁
むつ市大畑町二枚橋五一の三〇 清 水 一 むつ市大畑町湯坂下一四の一〇 長 津 真 一	湯坂、湯坂下、八 孫次郎間、大畑、 むつ市、大畑町、 湯坂、湯坂下、八 赤川、涌銀、高橋、 木野、部、佐助、川、 目、川、小、目、名、村、 木平、石、の、区、木、及、 袋、石、の、区、を、除、 う、甲、の、地、区、	総トン数二十ト ン以上二十ト ン未 業行の漁船により ういかつり漁 業行の漁船により ういかつり漁 業行の漁船により ういかつり漁
むつ市大畑町湊村一 千 賀 恵 三 佐 藤 實	袋、石、の、区、を、除、 う、甲、の、地、区、	総トン数二十ト ン以上二十ト ン未 業行の漁船により ういかつり漁 業行の漁船により ういかつり漁
下北郡東通村大字野牛字古野牛川一五 園 子 忠 代 司 下北郡東通村大字野牛字釜ノ平八六の五 三 國 隆 夫	野牛区域 野牛漁業協同組 合の地区	総トン数二十ト ン以上二十ト ン未 業行の漁船により ういかつり漁